

(様式 2)

「桐生市一般廃棄物処理基本計画（案）」に対する意見提出手続の結果

- 1 意見の募集期間 令和7年12月1日（月）～令和8年1月5日（月）
2 意見の提出者数 1人（直接1人、郵送0人、ファクシミリ0人、電子メール0人）
3 意見の件数 3件
4 担当部課 市民生活部清掃センター
電話 (0277) 74-1010（直通）
ファクシミリ (0277) 74-1011
電子メール seisosenta@city.kiryu.lg.jp

5 提出された意見の要旨と考慮の結果

(1) 桐生市一般廃棄物処理基本計画（案）についての意見

番号	意見の要旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
1	P75-P83（第5章 ごみ処理基本計画 第5節～第6節） 食品系有機廃棄物（生ごみ）の肥料化・堆肥化を資源化施策の1つとして計画上に明記すること。	食品系有機廃棄物（生ごみ）の削減は、ごみ減量に向けた課題の一つとして考えますが、肥料化・堆肥化については、厨芥類の効率的な収集方法やプラスチック等の異物除去などの課題も多くあります。また、計画にも記載していますが、食品ロスの削減やフードバンク事業への食品提供など、まずは「ごみを出さない」ことが一番重要と考えていることから計画の修正は行いませんが、貴重なご意見として今後の参考にさせていただきます。
2	P75-P83（第5章 ごみ処理基本計画 第5節～第6節） 学校給食残渣や事業系生ごみを対象とした循環型給食・循環型農業モデル事業を、計画期間内に検討・実施すること。	学校給食残渣については、現在、事業者にて肥料化・堆肥化の原料として活用していると聞いていますが、事業系生ごみについても「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」に基づき、市内の一部の食品関連事業者にて食品残渣の飼料化を実施しています。 このような事業者における食品残渣の肥料化・堆肥化を活用した循環型給食・循環型農業モデルは大変有意義であると考えますが、設備や維持管理などのコスト面での課題も多くあることから、モデル事業について計画の修正は行いませんが、貴重なご意見として今後研究していきたいと考えて

		います。
3	<p>P 7 5 - P 8 3 (第 5 章 ごみ処理基本計画 第 5 節～第 6 節)</p> <p>農業分野・教育分野と連携し、市民参加型の有機資源循環施策として段階的に展開すること。</p>	<p>有機資源循環施策については、ごみ減量や資源の有効利用に加え、焼却時における二酸化炭素の削減など多くのメリットがあることは認識しており、計画においても資源化促進の拡充として「バイオマス利活用」や「学校給食残渣」などのリサイクルシステムを図ることを明記しております。また、農業、教育分野との連携といった点については、生成された堆肥の活用先の確保などの課題も多いことから、国や県、他市の状況を踏まえ、研究していきたいと考えており、計画の修正は行いませんが、貴重なご意見として今後の参考にさせていただきます。</p>